

令和8年度 奨学金案内 (定期採用) (緊急採用)

奨学金を希望する皆さんへ

高校・専修学校高等課程



公益財団法人青森県育英奨学会は青森県の子弟のうち、学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対し学資の貸与等を行い、本県並びに国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的としています。

☆奨学金は、貸与です。卒業後返還することになります。

返還金は、後輩の奨学金として再び活用されます。奨学金を希望する人はこの案内書をよく読み、自分の現在・将来の生活設計に基づき、奨学金の種類・申込条件・返還方法等を考えて自分で申込みに必要な書類を書き、自分で申し込んでください。(家計の収入等、家族の方に相談しなければ書けないところは、よく相談して書いてください。)

また、貸与が終了したときは、連帯保証人2名の印鑑証明書等が必要になります。
※他団体等との奨学金の併用は可能です。

公益財団法人青森県育英奨学会

公益財団法人青森県育英奨学会では、高等学校（特別支援学校高等部を含む。）又は専修学校高等課程に在学し、奨学金を希望する生徒の募集をしています。

【申込みの条件】

高等学校の本科又は特に認められた専攻科並びに専修学校高等課程（以下、高等学校等という。）に在学し、学業・人物ともに優れ、健康上修学に支障がなく、経済的理由により修学が困難な人。
※専修学校（高等課程）は本会の指定要件に合う学校のみです。

申込者本人が主債務者となり、その他に連帯保証人（未成年者は除く。）が2名必要です。

- 第一連帯保証人**は青森県内に住所を有する親権者（父母又は後見人）を選んでください。
※第一連帯保証人は、奨学金の返還が終了するまで、青森県内に住所を有する必要があります。
- 第二連帯保証人**は、申込者本人・第一連帯保証人と独立の生計を営む者で、貸与終了時65歳未満の保証能力のある者（年収100万円以上）であって、原則として本人の4親等以内（父母を除く。）の親族を選んでください。
- 本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人の三者は、等しく奨学金返還の責任を負います。

【奨学金の種類】

毎年春（4月）に募集する「定期採用」と、家計急変による「緊急採用」があります。
緊急採用は随時受付を行っています。

※「緊急採用による奨学金制度とは」P5を参照してください。

【貸与月額・貸与期間】

◎貸与月額

希望する貸与月額を次の中から選んでください。

ア 18,000円 イ 23,000円 ウ 30,000円 エ 35,000円

◎貸与期間

- ・定期採用は、原則として令和8年4月から卒業するまでの標準修業年限です。
- ・緊急採用は、本会で採用決定した月から採用された年度末までです。ただし、事由の発生が採用年度内であれば、願い出により翌年度まで延長することができます。

・収入のめやす

（単位：万円）

	給与所得の世帯		給与所得以外の世帯	
	国・公立	私立	国・公立	私立
3人世帯	604	636	225	247
4人世帯	627	658	241	263

○給与世帯は収入金額（税込）、給与以外の世帯は収入金額から必要経費を引いた金額。

○この金額は収入限度額のめやすです。就労者数や就学者数等家庭の状況によって変わる場合がありますので、家族全員の収入と就学状況等を学校に相談してください。

・成績のめやす

高等学校の学習成績が3.0以上

高等学校における成績が未評定である場合は、中学校における最終学年の学習成績が3.0以上

家庭状況または学習意欲によっては3.0未満であっても出願できます。

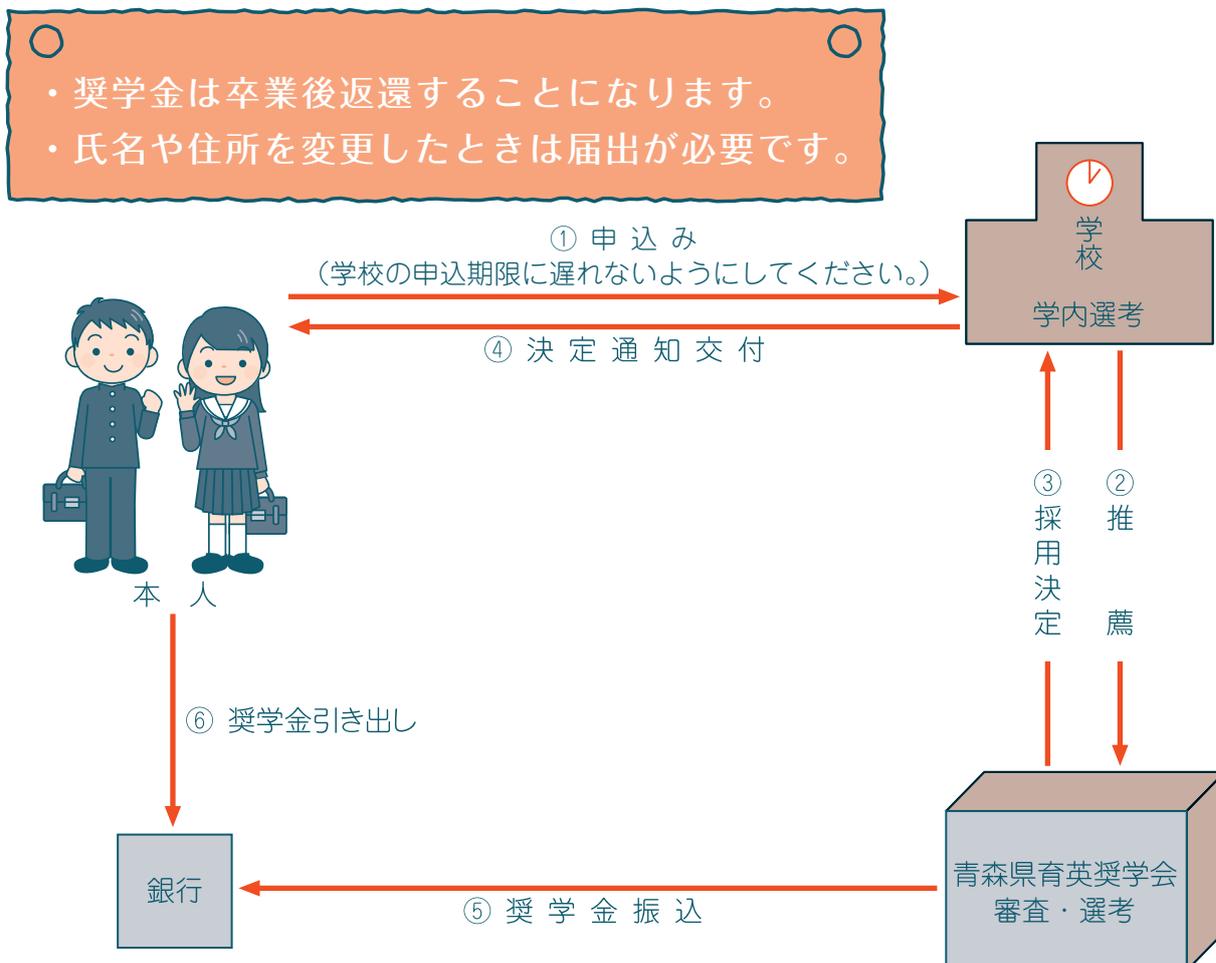
※ただし、選考の結果、採用にならない場合があります。

☆緊急採用に申し込む場合は、上記の基準にあてはまらなくても申し込むことができます。
学校へ相談してください。

【申込みから決定まで】

奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。(下図の①～④)

申込者が多い場合は、前頁の申込みの条件を満たしていても採用とならないことがあります。



【奨学生になったら】

奨学生としての自覚を持ち、高校生にふさわしい生活態度で、学業に励んでください。また、家計が好転したときは、奨学金を辞退してください。

【奨学金の振込は】

奨学金振込口座届で指定した青森みちのく銀行の奨学生本人名義の口座に振込します。最初の振込は、6月22日頃になる予定です。

2回目以降の振込は、決定通知または奨学生のしおりで確認してください。

【奨学金の継続は】

貸与期間中、原則として1年に1回奨学金の貸与継続を希望されるか調査を行います。

【貸与が終了した時は】

返還誓約書(借用証書)を提出してください。その際、**連帯保証人2名**の署名・押印・印鑑証明等が必要になります。提出の方法は、学校の指示にしたがってください。

奨学金は、先輩からの返還金を直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっています。約束どおり必ず返還してください。

くわしくは、裏表紙をご覧ください。

申込書の書き方(記入例)

- 本人欄・連帯保証人欄は、必ずその人が記入してください。(代筆不可)
- 押印は、それぞれが別の印鑑で、朱肉を使って鮮明に押してください。(スタンプ式は不可)
- ※同じ筆跡・印鑑の場合や押印が不鮮明な場合には、改めて作成していただくことになります。

表面

(定期) ・ (緊急)

給与所得だけの場合 高等学校等奨学金申込書

公益財団法人青森県育英奨学会理事長 殿 令和 8 年 4 月 15 日
 下記の記載事項に相違ありません。貴会の奨学金を申込みします。

学校名 青森県立 育英 高等学校 専修学校 分校 全日課程 普通 科 1 学年 1 組 校舎

フリガナ アオモリ イクコ 性別 住所 〒030-0011 TEL 017-722-0567
青森育子 青森市山辺1-2-3 山辺荘101
 生年月日 平成 22 年 8 月 18 日

連帯保証人 第一連帯保証人 **青森太郎** 住所 〒030-0011 TEL 017-722-0567
 (続柄: 本人の 父) 青森市山辺1-2-3 山辺荘101
 生年月日 昭和 54 年 7 月 7 日 (通算) 39 年
 第一連帯保証人勤務先住所 東津軽郡平内町卸町7-6-5 TEL 017-799-7890

連帯保証人 第二連帯保証人 **育英奨一** 住所 〒030-8540 TEL 017-734-9879
 (続柄: 本人の 叔父) 青森市新町2-3-1 第二連帯保証人職種 運送業
 生年月日 昭和 56 年 5 月 5 日 第二連帯保証人勤務先名 (有)育英商事
 第二連帯保証人勤務先住所 青森市問屋町3-2-1 内線517 TEL 017-758-1122

同一生計の家族	ア 就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	1. (職種) 勤務先名	収入・売上金額(税込) 万円	所得金額 万円	
					2. (職種) 勤務先名			
		父	青森 太郎	46	(営業職) 蘭平内事務機 青森支店	A 503	a 154	
		母	青森 花子	44	(事務職) 青森商店 経理課	B 211	b 130	
		祖父	青森 秋男	73	(無職) 年金	120	55	
		兄	青森 太郎	19		0	0	
		弟	青森 三郎	5		0	0	
		同一人で2種類の所得がある場合には、所得ごとに分けて記入する。					[①~⑤の計]	339
家族	イ 就学者(本人除く)	続柄	氏名	※設置者	※就学者控除	※通学別	控除額 万円	
		姉	青森 春子	国公立	小・中・高(高専 3 学年)・専修(高等・専門)・短大・大学	自宅(自宅外)	57	
		兄	青森 二郎	国公立	小・中・高(高専 学年)・専修(高等・専門)・短大・大学	自宅(自宅外)	78	
				国公立	小・中・高(高専 学年)・専修(高等・専門)・短大・大学	自宅・自宅外		
		ア 本人の就学者控除 (国公立: 自宅35万円/自宅外57万円、私立: 自宅57万円/自宅外78万円)						35

- 記入はボールペンを使用すること。(消せるボールペンは使用不可)
- 訂正時に、修正液・修正テープ等は使わないでください。

- 「同一生計の家族」欄
- 「家族」は本人と生計を一にする人全員を記入してください。※就学者は「就学者」欄に記入してください。
 - 「年齢」は申し込み時現在で記入してください。
 - 家計支持者が、単身赴任又は出稼ぎの場合も同一生計で記入してください。

- 「就学者」とは、小・中・高校、高専、短大、大学、大学院、特別支援学校、専修学校(高等課程・専門課程)に在学する人です。
- (注) 専修学校の一般課程及び各種学校(予備校等)など上記以外の学校に在学する人は「就学者を除く家族」欄に記入してください。

- 勤務先名には所属部署名、課名まで記入してください。
- 勤務先住所は実際に勤務されている事業所の住所、勤務先電話番号は連絡のとれる番号(内線がある場合は内線番号)を記入してください。
- ※農業の場合の勤務先住所は自宅の住所・電話番号を記入してください。

給与所得以外もある場合

同一生計の家族	ア 就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	1. (職種) 勤務先名	収入・売上金額(税込) 万円	所得金額 万円	
					2. (職種) 勤務先名			
		父	青森 太郎	46	(商業) 育英家具店	C 1,284	c 311	
		母	青森 花子	44	(専従者給与) 育英家具店	D 92	d 27	
		祖父	青森 秋男	73	(無職) 年金	120	55	
		弟	青森 三郎	5		0	0	
		同一人で2種類の所得がある場合には、所得ごとに分けて記入する。					[①~⑤の計]	393
				国公立	小・中・高(高専 学年)・専修(高等・専門)・短大・大学	自宅・自宅外	控除額 万円	

所得金額の算出例

給与所得だけの場合

◎世帯の中で一番収入が多い者の算出例

父 太郎さんは、給与所得で、世帯で一番収入が多いので(A)表に該当

(A)表：給与所得の場合の「所得控除額」の計算表
(家計支持者1人だけ該当)

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合	年間収入×0.2+238万円 (ただし、収入金額が298万円未満の控除額は収入金額と同額である。)
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入×0.3+198万円
781万円を超える場合	432万円

収入が503万円なので-(収入金額の1万円未満の端数は切り捨て)
503万円×0.3+198万円=348.9 端数の四捨五入で→349万円
所得金額は503万円-349万円=154万円……a

◎その他の所得者の算出例

母 花子さんは、父より収入が少ないので(B)表に該当

(B)表：給与所得の場合の「所得控除額」の計算表
(その他の所得者)

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入と同額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入×0.4(ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円である。)
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入×0.1+120万円

収入が211万円なので-(収入金額の1万円未満の端数は切り捨て)
211万円×0.3+18万円=81.3 端数の四捨五入で→81万円
所得金額は211万円-81万円=130万円……b

令和7年度市民税・県民税所得証明書 第1222号

住所：青森市山辺1-2-3 山辺荘101 氏名：青森太郎

合計所得金額	所得控除額の合計額	課税標準額	年税額	年税額の内訳			
市民税	県民税	市民税	県民税	均等割額	所得割額	均等割額	その他
¥3488800	¥3488800	¥216256	¥51100	¥29400	¥3000	¥17700	¥1000
45	66	0	0	0	1	0	2
種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額
(給与収入金額)	¥5036567	公的年金等収入金額	¥0				
給与所得金額	¥3488800	所得金額	¥0				

令和7年度市民税・県民税所得証明書 第1223号

住所：青森市山辺1-2-3 山辺荘101 氏名：青森花子

合計所得金額	所得控除額の合計額	課税標準額	年税額	年税額の内訳			
市民税	県民税	市民税	県民税	均等割額	所得割額	均等割額	その他
¥1301700	¥1301700	¥240000	¥26000	¥12600	¥3500	¥6400	¥1500
45	66	0	0	0	1	0	2
種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額
(給与収入金額)	¥2116755	公的年金等収入金額	¥0				
給与所得金額	¥1301700	所得金額	¥0				

令和07年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所：青森市山辺1-2-3 山辺荘101 氏名：青森太郎

収入金額等：12846256 (C)

所得金額：3114731 (C)

課税される所得金額：923,228 (D)

確定申告書Bの表紙部分

給与所得以外もある場合

父 太郎さんは給与以外の所得なので、収入金額と所得金額の1万円未満の端数を切り捨てた金額をそれぞれの欄に記入してください。

母 花子さんは、給与所得なので、給与所得の場合の上記(B)表を使用した計算式にあてはめます。

収入が92万円なので-(1万円未満の端数は切り捨て)
92万円×0.4=36.8 → 65万円未満なので 65万円
所得金額は92万円-65万円=27万円……d

※給与所得以外の所得がある人は、所得課税証明書と確定申告書(第一表・第二表)の写しを提出してください。

※同一人で2種類の所得があるときは、上下に区分して記入してください。ただし、いずれも給与所得の場合は合計した金額を記入してください。

奨学金申込書 裏面

(記入例)

「希望する貸与月額」欄

希望する貸与月額を○で囲んでください。後述する「確認書・振込口座届」でも同じ金額を○で囲んでください。

「家庭事情」欄

奨学金を必要とする家庭事情を家の人と相談し、**生徒本人が記入**してください。
緊急採用の場合はより具体的に記入してください。

以前、本会の奨学生であった場合はその学校名・奨学生番号を記入する。	学校名 学校	奨学生番号
希望する貸与月額を次の中から選択し、○で囲んでください。	ア 18,000円 イ 23,000円 ウ 30,000円 エ 35,000円	
※貸与月額は自分の現在・将来の生活設計に基づき、ご家族と充分話し合いの上選択してください。		
奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを記入してください。(緊急採用の場合はできるだけ具体的に記入)		
父の会社は業績が下がり、昇給が見送られています。母も家計を助けるために勤めていますが、同様に給料が上がる見込みがありません。		
私はいろいろな資格・検定試験を受験する予定であり、兄姉もまだ学生で学費がかかるため奨学金を希望します。		

緊急採用を申し込む場合

該当する事由を選んで○を付けてください。
事由が重複する場合には、それぞれの事由に○を付けてください。
この場合、このことを証明できる書類(例えば離職票・病気診断書など)〈写しで可〉を添付してください。

緊急採用の場合	(4月の定期採用申込書はこの欄の記入は必要ありません)
	<ol style="list-style-type: none"> 家計急変の事由 <ul style="list-style-type: none"> ※ ア 家計支持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職した場合。 イ 家計支持者が死亡又は離別 ウ 家計支持者が破産 エ 家計支持者が転職等で著しく収入が減少 オ 病气、事故、会社倒産、経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少 カ 火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少 2. 事由が生じた年月 令和 年 月

家計急変の原因となった事由が実際に発生した年月を必ず記入してください。

緊急採用による奨学金制度とは

家計を支えている人が、失職・破産・会社の倒産・病气・死亡又は火災・風水害などにより家計が急変したため、緊急に奨学金の必要が生じた場合に貸与が受けられる制度です。

緊急採用の事由にあてはまる時は学校に相談してください。

☆学業基準・家計基準ともに通常の採用より緩和されています。

☆募集は、1月中旬までとし、3学年については11月下旬までとします。

☆家計が急変した事由が発生したときから、1年以内である場合申し込むことができます。

☆貸与の開始は、本会で採用決定した月からです。

☆貸与の終期は、原則として採用年度末(令和9年3月)までですが、採用年度末において家計の急変事由発生後1年以内であれば、願い出により貸与を継続(令和10年3月まで。)します。

☆申込資格・貸与月額などは、通常の定期採用と同じです。

☆提出書類については通常の定期採用と同じ書類のほかにか家計急変の事由を証明できる書類の写しが必要となります。

申込に必要な提出書類

★高等学校等奨学金申込書（連帯保証人2名は未成年者は認められません）

- 第一連帯保証人は青森県内に住所を有する親権者(父母又は後見人)を選んでください。
※第一連帯保証人は、奨学金の返還が終了するまで、青森県内に住所を有する必要があります。
- 第二連帯保証人は、申込者本人・第一連帯保証人と独立の生計を営む者で、貸与終了時65歳未満の保証能力のある者（年収100万円以上）であって、原則として本人の4親等以内（父母を除く。）の親族を選んでください。
- 本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人の三者は等しく奨学金返還の責任を負います。

★所得の証明書（収入がある家族全員と第二連帯保証人のものが必要となります）

- 所得課税証明書は、住所地の市町村役場で発行しています。原本を提出してください。
収入金額、扶養人数が記入してあるものの交付を受けてください。
なお、収入のすべてを把握できない、登録住所の確認ができない等の場合があるため、源泉徴収票による代替は認めておりません。

家族の状況	提出書類
①給与所得者	次のいずれか ○ 所得課税証明書 ○ 市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書の写し (前年5月に事業所から配付される)
②給与所得者以外 (自営業・農業・漁業等)	次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 確定申告書の写し (第一表・第二表、提出した日付と税務署名がわかるもの)
③令和6年1月1日以降に 転職・就職した者	給与所得者の場合、次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 給与明細書の写し(最近3ヶ月分)又は給与見込証明書 給与所得者以外の場合、次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 損益計算書 申込時現在の月収及び賞与等を参考にして、1年間分の収入を推算してください。
④年金所得者	次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 年金支払(改定)通知書の写し
⑤失業中の者	次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 雇用保険受給資格者証の写し
⑥生活保護受給世帯	次のアとイ ア 所得課税証明書 イ 保護開始(変更)通知書の写し
⑦母子・父子家庭	該当する家族の状況①～⑥の提出書類に加え、次のアとイ ア 申込者本人が属する戸籍とう本(全部事項証明書)の原本 イ 児童扶養手当証書の写し又は遺族年金(改定)通知書の写し

- 本会・学校が推薦・選考のため他の書類を提出していただく場合があります。
- ※個人番号(マイナンバー)の記載のある書類に関しては受取できませんので、ご確認ください。
個人番号が記載されている場合は、黒色で塗り潰してください。

確認書・振込口座届 記入上の注意

1. 記入する際は、下記の「確認書・振込口座届記入例」を参照し、誤りのないよう記入してください。
2. 振込先の口座名義人及び口座番号は**生徒本人のもの**に限ります。(確認のため、通帳のコピーを提出)
3. 記入もれや誤記入があった場合、振り込みが遅れますので誤りのないよう注意してください。
4. 記入後は「本人控」を切り離さずに申込書と一緒に提出してください。
5. 複写になっていますので、太線の枠内を黒のボールペンで記入してください。(消せるボールペンは不可)
6. 本人控(2枚目)にも印鑑を鮮明に押してください。
7. 押印の悪い例 → 
8. 10年以上使用していない口座は、振込できませんので、銀行の窓口へご相談ください。

確認書・振込口座届 記入例

第2号様式(その2)

確認書・振込口座届 (在学用)

提出用

令和 8 年 4 月 15 日

確認書

公益財団法人青森県育英奨学会 理事長 殿

私及び第一連帯保証人ならびに第二連帯保証人は、私が公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金の貸与を受けるにあたり、奨学金申込書の記載内容及び公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則その他の諸規程等に定める規定ならびに裏面記載事項を遵守し、返還することを確約し、本確認書を提出します。

学 校 名	青森県立 育英	高等 学校 分校・校舎 専修学校	全 日 制 定 時 制 通 信 制 (単位制) 高等課程	学 科	普通 科
卒業予定 (四 層)	2029 年 3 月			年 組	1 年 1 組
フリガナ	アオモリ イクコ	住 所	〒 030 - 0011 青森市山辺1-2-3 山辺荘101		
氏 名 (自署押印)	青森 育子 	住 所	〒 030 - 0011 青森市山辺1-2-3 山辺荘101		
生年月日	昭和 22 年 8 月 18 日	性 別	男	電話番号	090 (3333) 0000
本人本籍	青森市長島八丁目16番16				
フリガナ	アオモリ タロウ	住 所	〒 030 - 0011 青森市山辺1-2-3 山辺荘101		
氏 名 (自署押印)	青森 太郎 	住 所	〒 030 - 0011 青森市山辺1-2-3 山辺荘101		
生年月日	昭和 54 年 7 月 7 日	本人との関係 (該当の数字に○)	① 父 2. 母 3. 兄弟 4. その他()		
フリガナ	イクエイ ショウイチ	住 所	〒 030 - 8540 青森市新町2-3-1		
氏 名 (自署押印)	育英 奨一 	住 所	〒 030 - 8540 青森市新町2-3-1		
生年月日	昭和 56 年 5 月 5 日	本人との関係	(叔父)		
以下の欄は、本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が第一連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。本人が成年の場合は両親(いずれかがいないときは1人)が自署・押印してください。					
氏 名 (父・後見人 自署押印)	青森 太郎 	生年月日	昭和 54 年 7 月 7 日	電話番号	自宅 017 (722) 0567 携帯 090 (7722) △△△△
住 所	〒 030 - 0011 青森市山辺1-2-3 山辺荘101				
氏 名 (母 自署押印)	青森 花子 	生年月日	昭和 56 年 11 月 23 日	電話番号	自宅 017 (722) 0567 携帯 080 (3322) □□□□
住 所	〒 030 - 0011 青森市山辺1-2-3 山辺荘101				

奨学金振込口座届

青森みちのく銀行	店 番	口座番号(右づめ)	口座名義人氏名(生徒氏名)
青森	支店 出張所	2 2 2 3 3 3 3 3	青森 育子
貸与月額	18,000 ・ 23,000	18,000 ・ 23,000	18,000 ・ 23,000
貸与月額 ※	30,000	30,000	30,000
貸与開始	2026 年 4 月	20 年 月	20 年 月
貸与終期	20 年 月	20 年 月	20 年 月

- 文字・数字は楷書で丁寧に記入してください。
- フリガナも必ず記入してください。
- ※濁点は注意してください。
- ※「ツ」と「シ」、「コ」と「ユ」、「エ」と「エ」、「ソ」と「リ」、「チ」と「テ」等ははっきりとわかるように記入してください。
- 本人の住所欄は、実際に本人が住んでいる住所(寮・下宿等の場合は、建物名と部屋番号まで)を記入してください。
- 本人本籍は番地まで記入してください。
- 本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人及び親権者又は後見人の欄は、各自が必ず自署し、印鑑も各自別々のものを鮮明に押印してください。
- なおスタンプ式は認められません。
- 本人が未成年者の場合は親権者の自署・押印が必要です。親権者が連帯保証人の場合も、自署・押印してください。
- 本人が成年の場合は両親(いずれかがいないときは1人)が自署・押印してください。
- 預金通帳を参照して店番号(3ケタ)を記入してください。
- 口座番号は右づめで記入してください。
- 取扱金融機関は青森みちのく銀行のみです。
- 生徒名義の普通預金口座(総合口座を含む)に限ります。
- ※貯蓄預金口座は取り扱いしません。
- 貸与月額は、前述の申込書裏面で選択した金額と同じ金額を○で囲んでください。

公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人青森県育英奨学会定款第4条第1号のうち、高等学校等に在学する生徒が受ける奨学金の貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(奨学生と奨学金)

第2条 本会は、優秀な生徒であって経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与する。

2 この規則に基づき学資の貸与を受ける者を高等学校奨学生（以下「奨学生」という。）といい、その学資を高等学校奨学金（以下「奨学金」という。）という。

(奨学生の資格)

第3条 本会の奨学生となる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 青森県人の子弟であること。

(2) 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び専修学校の高等課程に在学していること。

(3) 学業・人物ともに優秀で、かつ健康であること。

(4) 学資の支弁が困難であると認められること。

(奨学金の額及び貸与期間)

第4条 奨学金の月額額は、18,000円、23,000円、30,000円、35,000円の中から奨学生が選択するものとする。

2 奨学金の貸与期間は、奨学生に採用した時から、その者の在学する学校の修業年限の終期とする。

ただし、奨学生に採用される前に、奨学金の貸与を受けた期間がある場合は、当該期間を除算する。

3 主たる家計支持者の失職、倒産、病気又は死亡若しくは火災、風水害等の事由により家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする者の貸与期間等は、理事長が別に定める。

緊急採用による奨学金の貸与終期は、採用年度の年度末までとする。

4 学科の専攻科へ進学した奨学生は、引き続き修業年限の終期まで奨学金を貸与することができる。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学金申込書の提出)

第5条 奨学生志願者は、連帯保証人2名と連署して、本会あての奨学金申込書、その他理事長が定める書類（以下「申込書類」という。）を現に在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）に提出して、その推薦を受けなければならない。

2 奨学生志願者で、現に学校に在学していない者の申込書類は、前項の規定にかかわらず、その者の卒業した学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。

3 第1項から第2項の規定により申込書類を受け取った学校の長が奨学生志願者を本会に推薦しようとするときは、第3条に規定する奨学生としての資格を審査の上、学業成績その他必要な事項を記入し、本会に提出するものとする。

4 連帯保証人のうち1名は、青森県内に住所を有する者であって、奨学生志願者が未成年者の場合はその親権者又は後見人、成年者の場合は父母兄弟又はこれに代わる者、他の1名は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く。）の親族でなければならない。

(奨学生の採用及び確認書の提出)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会において選考の上、これを決定する。

2 採用となった奨学生は、確認書を在学学校長を経て提出するものとする。

3 進学を条件として予約した者については、入学を証する所定の進学届及び確認書を在学学校長を経て提出させ、採用を決定する。

4 本会は奨学生を採用決定したときは、在学学校長を経て、決定通知を交付する。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、2月分ずつ交付するものとし、特別の事情があるときは、3月分以上を合わせて交付することがある。

2 奨学金の交付は、奨学生の設ける銀行預金口座に振り込んで行うものとする。

(資格確認)

第8条 本会は、在学学校長の協力を得て、奨学生としての資格の確認等を行うものとする。

2 在学学校長は、調書により奨学生について、資格の確認等を行い、本会に報告するものとする。

3 本会は、前項の報告に基づき、奨学生に対しとるべき処置を決定し、必要に応じて、在学学校長を通じて当該者に通知するものとする。

(奨学生の異動届)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(転学又は退学による奨学金の取扱)

第10条 奨学生が退学したときは、奨学生を辞退したものとみなす。

2 奨学生が、転学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することがある。

(奨学金の休止及び停止)

第11条 奨学生が休学したとき又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止し、又は奨学金の貸与期間を短縮することがある。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規定により、奨学金の交付を休止又は停止された者がその事由が止んで願い出たときには、奨学金の交付を復活することがある。ただし、休止された時から2年又は停止された時から2年を経過したときはこの限りでない。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 傷病などのために成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) 奨学生申込書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (7) その他奨学生としてふさわしくないと認められるとき。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

(返還誓約書の提出)

第15条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人2名及び本人が未成年者の場合は親権者又は後見人と連署の上、返還誓約書(借用証書)を在学する学校又は在学した学校の長を経て、本会へ直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業又は奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

(奨学金の利息)

第16条 奨学金には利息を付けない。

第3章 奨学金の返還と返還猶予

(奨学金の返還)

第17条 奨学生が第15条の各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、貸与期間に3を乗じた年月数の間に奨学金を返還しなければならない。

2 前項の奨学金の返還は、年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦の方法によらなければならない。

3 奨学生又は奨学生であった者(奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当する場合は、その者の奨学金の返還については、前2項の規定は適用しない。この場合においては、本会の指定した日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

- (1) 第13条第6号の規定により奨学金を廃止されたとき。
- (2) 正当な理由がなく奨学金の返還を怠ったとき。

- 4 奨学生若しくは奨学生であった者が死亡したとき又は特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定と異なる返還方法を指示することがある。
 - 5 奨学金は、いつでも繰り上げ返還することができる。
(奨学金の返還猶予)
- 第18条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願い出によって奨学金の返還を猶予することができる。
- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。
 - (2) 高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学するとき。
 - (3) 外国にあって学校に在学し、又は研究に従事するとき。
 - (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
 - (5) その他真にやむを得ない事由によって返還が困難となったとき。
- 2 返還猶予期間は、前項第2号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、前項第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときは、原則として通算5年を限度とする。
(返還猶予の願出)
- 第19条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を証明することのできる書類を添付し、連帯保証人2名と連署の上、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。
(延滞金)
- 第20条 奨学生であった者が割賦金の返還を6月以上延滞したときは、延滞金を徴するものとする。
- 2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金につき年利3パーセントの割合をもって返還期限の翌日から返還完了の日までの日数によって計算した金額とする。ただし、延滞金の額が百円未満であるときは、その金額を徴収しないものとする。
(返還金の強制)
- 第21条 奨学生であった者又はその連帯保証人（以下「奨学生であった者等」という。）が割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手続きに関する法令に定める手続等により割賦金の返還を確保するものとする。
- 第22条 奨学生であった者等が返還未済額の全部の返還（第17条第3項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）の請求を受けても本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。
- 2 奨学生であった者等が本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴収するものとする。この場合においては、第20条第2項の規定を準用する。
(返還金の充当)
- 第23条 奨学生であった者等から返還金の支払いがあったときは、当該返還金を次の各号の定めるところにより割賦金に充当する。
- (1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。
 - (2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。
 - (3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた奨学金に係る割賦金から充当する。
- (奨学生であった者の届出)
- 第24条 奨学生であった者が卒業、修了又は退学したときは、その住所及び勤務先を直ちに届け出なければならない。
- 2 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。
- 3 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき又はそれらの氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。
(死亡の届出)
- 第25条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、在学した学校の長を経て直ちに異動届を提出しなければならない。
- 2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

3 第1項の異動届を提出する場合は、第15条の規定に準じて返還誓約書（借用証書）を併せて提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

（奨学金の返還免除）

第26条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

- (1) 死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったとき。
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

2 奨学生が負担する自宅から在籍する高校までの通学費又は下宿費が一定額以上である場合、理事長が定める方法により計算した額を免除することができる。

（返還免除の願出）

第27条 前条の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人2名と連署の上次の各号の書類を添付し、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

- (1) 死亡による場合は戸籍抄本
- (2) 心身障害による場合はその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類
- (3) 通学費及び下宿費について、理事長が定める額を超える額を負担するときは、その負担額を確認できる書類

（返還免除の決定）

第28条 前2条の規定により奨学金返還免除願の提出があったときは、審査決定し、その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。

第5章 補則

（実施細目）

第29条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則第4条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に奨学生に採用される者に貸与される奨学金の月額について適用し、施行日前に奨学生に採用された者に貸与される奨学金の月額については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則の規定により貸与の決定がなされている学資に係る延滞金の計算については、なお従前の例による。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則第5条、第9条、第15条、第19条、第21条、第24条、第27条の規定は、令和6年4月1日以降に採用される者に適用する。

高校奨学金通学費等返還免除制度

通学費又は下宿費の支払いにかかった経費について、高校奨学金において返還を一部免除する制度です。（専攻科を除く。）

（１）対象者について

奨学金の一部返還免除を希望する奨学生のうち、次の**全て**に該当する方が対象となります。

- ① 奨学生の属する世帯の生計維持者（原則父母。父母がいない場合は祖父母等、父母に代わって生計を維持している主たる方）が**市町村民税所得割非課税**（生活保護法による生業扶助を受給している世帯を除く。）であること。
 - ② 通学費では1月当たり1万円、下宿費（寮含む。）では1月当たり1万2千円のいずれか超える額を負担していること。
- ※ 他の団体から通学費等に係る支援を受けている場合は、それを差し引いた本人負担額によります。
- ※ 下宿とは、原則として大家が同居する賄い付きの借間をいい、寮とは、高等学校等が生徒のために寮として設置又は指定した住居をいいます。

（２）対象経費等について

区 分	対象経費	1月当たりの 控除額 <small>（これは免除額ではありません。）</small>	1月当たりの 返 還 免 除 額
通学費	電車、バス、（スクールバス含む）利用による1月当たりの実費相当額（千円未満の端数切捨て） ※自家用車の利用については、やむを得ないと本会が判断した場合に限ります。	10,000円	奨学金の貸与月額又は対象経費の1月当たりの実費相当額の いずれか低い方の額から、控除額を差し引いた額 <small>（例） 奨学金貸与月額が18,000円の場合で、 1か月定期が25,500円の場合 →25,000円 （千円未満切捨て） 奨学金貸与月額の方が低く、通学費の控除額は10,000円のため、 返還免除額の算定は 18,000円－10,000円 ＝8,000円／月</small>
下宿費 又は 寮 費	下宿費又は寮費の契約書等に記載された金額の1月当たりの額（千円未満の端数切捨て）	12,000円	

（３）申込みについて

奨学生が奨学金の一部返還免除を希望する場合は、「高等学校奨学金一部返還免除届」を学校を通じて提出してください。

なお、**年度末に一部返還免除額の算定に使用するための確認書類を提出する必要がありますので、あらかじめ購入した全ての定期券（IC定期券は購入時の明細書等）全ての写しや契約書の写しを保管してください。**

【返還するには】

- 奨学金は、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、貸与期間に3を乗じた年月数の間に全額返還することになります。(3年間借りた場合は、9年間で返還)
- 卒業後、口座振替(ゆうちょ銀行又は青森みちのく銀行の口座振替)に加入して返還します。
- 返還方法は「月賦」・「半年賦」・「年賦」・「一括」があり、返還誓約書提出時に選択します。
- 返還誓約書(借用証書)には、連帯保証人2名の署名と押印、印鑑証明書等が必要になります。

貸与月額及び返還金額の例(めやす)

(単位:円)

貸与月額	貸与期間	貸与総額	月賦の場合		半年賦の場合		年賦の場合	
			金額	回数	金額	回数	金額	回数
18,000	3年	648,000	6,000	108	36,000	18	72,000	9
23,000	3年	828,000	7,666 (7,738)	108	46,000	18	92,000	9
30,000	3年	1,080,000	10,000	108	60,000	18	120,000	9
35,000	3年	1,260,000	11,666 (11,738)	108	70,000	18	140,000	9
18,000	3年+専攻科 (5年)	1,080,000	6,000	180	36,000	30	72,000	15
23,000	3年+専攻科 (5年)	1,380,000	7,666 (7,786)	180	46,000	30	92,000	15
30,000	3年+専攻科 (5年)	1,800,000	10,000	180	60,000	30	120,000	15
35,000	3年+専攻科 (5年)	2,100,000	11,666 (11,786)	180	70,000	30	140,000	15

()は、最終回に返還する金額

【返還に困ったときは】

- 卒業後、進学したときや病気・災害・失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。ただし、猶予期間終了後または猶予している事由がなくなるとすぐに返還は始まります。
- 死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、願い出により、状況に応じて全部又は一部の返還が免除されます。

【返還金を滞納したときは】

- 返還金の滞納期間が6ヶ月を超えると、滞納している割賦金額に年利3%の割合を乗じて計算した金額が延滞金として課せられます。
- 返還金を長期間滞納したときは、裁判所へ「支払督促の申立」から「強制執行」に至るまでの法的措置を申し立てます。

★在学中のお問い合わせは、学校へお願いします。

本会連絡先

〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号 青森県教育庁教職員課内
公益財団法人青森県育英奨学会
TEL 017-734-9879 FAX 017-734-8274

その他、青森県育英奨学会の関連事業(学生寮入寮等)についても、下記のアドレスでご確認ください。

青森県庁HP で

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kyoin/syogakukin-boshuu.html>



◎この「奨学金案内」は、令和8年3月現在で記載してありますが、公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則等が変更された場合には、変更後の規則が適用されますのでご承知おきください。